

# 人間市立狭山小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日施行

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、いじめの中に犯罪行為として取り扱われるものもある。

「いじめは、どの子にも起こりうる。」「絶対に許さない。」という基本認識に立ち、全校児童が「安心して、安全に、勉強や学校行事に取り組み、明るい学校生活を送れる」ように「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校のいじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

## I いじめ問題に対する基本的な考え方

### 〈基本理念〉

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「どの児童にも、どの学校でも、起こりうる」ものであり、いじめは全ての児童に関係する問題であると認識する。
- ・全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- ・全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

### (2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下の4点をポイントとする。

- ① いじめの情報は個人で抱えず全て組織で対応する。
- ② いじめ被害を訴えた児童やその保護者に寄り添う。
  - ・被害児童が苦痛を訴えていれば、いじめの疑いに該当するととらえる。
  - ・組織として正確に確認した上で、児童や保護者に伝える。
- ③ 情報を正確に記録する。
  - ・「いつ」「どこで」「誰が（誰に）」「何を」「なぜ」「どのように」など5W1Hに沿って時系列に正確な情報を記録する。
- ④ いじめを許さない、見過ごさない学校全体の雰囲気づくりと児童一人一人の自己有用感や自尊感情を育む教育活動を推進する。

## II いじめ問題に対する取組体制（いじめ防止推進委員会）

### (1) 「いじめ防止推進委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、SC（さわやか相談員、SSW）によるいじめ防止推進委員会を設置する。学期に1回または必要に応じて委員会を開催する。必要に応じて、外部機関とも連携を取る。

### (2) いじめ防止推進委員会の役割

	委員会の主な役割	中心的な役割を果たす者
未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ防止基本方針の策定</li> <li>○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行</li> <li>○いじめに関する校内研修の計画、実施</li> <li>○「いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳科授業」の計画、実施</li> <li>○特に配慮が必要な児童生徒への適切な支援</li> <li>○学校評価による検証と基本方針の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→校長、教頭、生徒指導主任</li> <li>→生徒指導主任、各教員</li> <li>→生徒指導主任（立案・策定）</li> <li>→生徒指導主任、学年主任（立案・策定）</li> <li>→生徒指導主任、学年主任（立案・策定）</li> <li>→教頭、教務主任（立案・実施・まとめ）</li> </ul>
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに係る情報収集・集約・情報共有</li> <li>○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析</li> <li>○いじめ認知の確認</li> <li>○保護者への連携・情報収集</li> <li>○スクールカウンセラー、さわやか相談員、研究所相談員との連携</li> <li>○学校便りや保護者会を通じての情報収集・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各担任</li> <li>→各担任</li> <li>→生徒指導主任</li> <li>→各担任、教育相談、SC、さわやか相談員</li> <li>→校長、教頭、学年主任</li> <li>→校長、学年主任</li> </ul>
早期対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○速やかな対応策の検討、実施</li> <li>○加害児童に対する組織・継続的な観察、指導</li> <li>○被害児童や保護者へのSCを利用するなどの心のケア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→各担任、いじめ防止推進委員会</li> <li>→各担任、生徒指導部会</li> <li>→各担任、教育相談主任、教頭</li> </ul>
重大事態への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市教育委員会への報告と連携</li> <li>○被害児童への緊急避難措置の検討、実施</li> <li>○加害児童への懲戒や出席停止の検討</li> <li>○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡</li> <li>○緊急保護者会の開催検討、実施</li> <li>○法第28条に基づく調査を実施するための教育委員会の附属機関との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>→校長</li> <li>→校長、教頭、学年主任、担任</li> <li>→校長、教頭、生徒指導主任、学年主任</li> <li>→校長、教頭</li> <li>→校長、教頭、教務主任</li> <li>→校長、教頭</li> </ul>

### Ⅲ いじめの未然防止のための取組

#### <基本方針>

- ・児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる“授業”において、授業規律を確立し、集中して授業を受けさせることは、児童一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、分かる授業と授業規律の確立に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情をはぐくむことができるように努める。
- ・道徳科の授業では命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもち、主体的に考え、防止に向けて行動を起こせるような取組に教育活動全体を通して推進する。
- ・見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。
- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを理解させ、児童一人一人が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

#### (1) 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくりの取組

##### ①学級づくり

- ・児童が安心して学校生活を送るために、正義、公正、公平がいきわたる学級経営をする。
- ・児童一人一人を大切にし、誰もが居場所のある学級づくりをする。

##### ②基本的な生活習慣の確立

- ・「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立った、教育活動を推進する。

##### ③わかる授業の実践

- ・ねらいを明確にした授業を実践する。
- ・児童の言葉でまとめ振り返りの時間の設定をする。

##### ④授業規律の確立

- ・授業規律を確立し、集中して授業を受けさせる。

##### ⑤行事や委員会活動の充実

- ・運動会、音楽会、6年生を送る会等の行事や児童会活動において、児童一人一人の主体的な参加による活動を充実し、お互いを認め合う仲間づくりと一人一人の自己肯定感を高める。

#### (2) 命や人権を尊重し、豊かな心の育成するための取組

##### ①主体的にいじめを考え、教育活動全体で取り組む道徳科教育の実践

##### ②全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践

##### ③発達段階に応じた計画的な体験学習の実践

- ・農業体験、福祉体験、ボランティア体験等の体験活動を積極的に行う。

##### ④コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動の実践

- ・構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルワークを積極的に取り入れる。

#### (3) 職員の資質向上のための取り組み(校内研修等)

##### ①授業力向上のための校内研修の実施

##### ②生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する児童に関する校内研修の実施

#### (4) 保護者や地域への働きかけ

##### ①いじめ防止を内容とする道徳の授業の公開

②定期的な学校だよりの発行

③PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供

#### IV いじめの早期発見のための取組

##### <基本方針>

- ・いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考えから、教職員の間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
- ・早期発見のためには、日頃から教職員と児童一人一人、そして保護者との信頼関係を構築することが基本である。
- ・いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が児童一人一人の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

##### (1) 日々の観察

- ・全職員が「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・全職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

##### (2) 学校生活に関するアンケートの実施

- ・年3回実施し、アンケートの分析し、必要に応じ「聴き取り調査」「解消までの見守り」を行う。

##### (3) いじめチェック表の利用

- ・学期末のチェック表を活用し、いじめにあった時点から中学校卒業するまで見届ける。

##### (4) 学校アンケート(保護者)の実施

- ・学校アンケート(保護者)に配付し家庭と連携して児童を見守る。

##### (5) 教育相談体制の充実

- ①日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ②「教育相談週間」を2学期に設定する。
- ③相談員の利用、電話相談、タブレット相談窓口等について、児童に広く周知する。
- ④保護者に対して、日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ⑤必要に応じて家庭訪問や三者面談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ⑥公の相談窓口、相談機関について広報する。

##### (6) 地域との連携

- ①学校地域連絡協議会や学校サポートチームなど、地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「児童の見守り活動」を積極的に行う。
- ②学校応援団との連携を図る。

#### V いじめへの対応

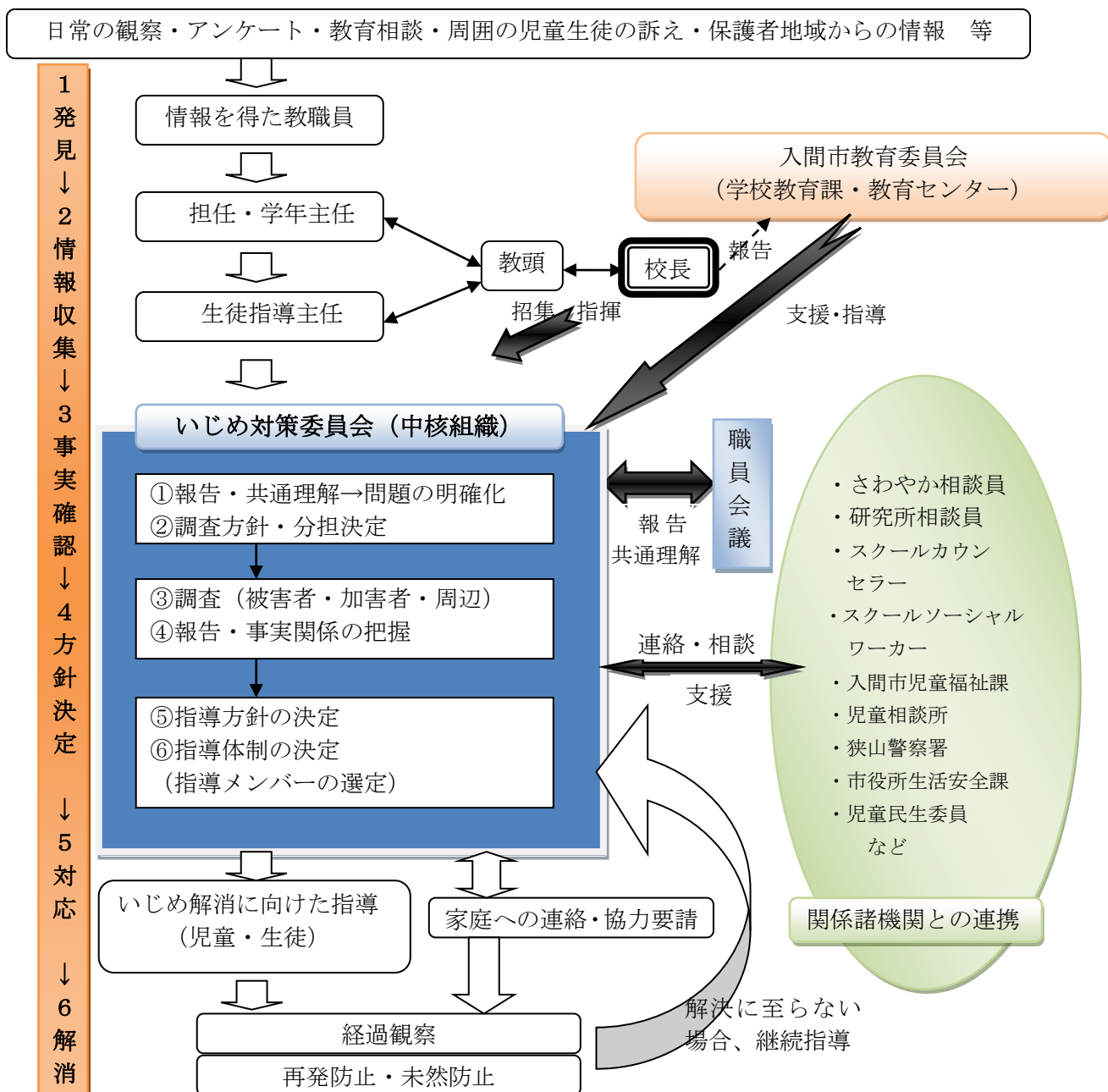
##### <基本方針>

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害者児童を守りとおすとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ・解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力のもと、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたり、重大事案にあっては、教育委員会と連携し対応する。

## (1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに関係職員、教頭に報告する。また、緊急のいじめ防止推進委員会を開催し、敏速な対応を行う。

教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速にいじめ対策委員会を開催し、対処する。必要に応じて、外部機関との連携を図る。



## (2) 重大事態が発生した場合

いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態が生じたとき、校長が直ちに教育委員会へ連絡・報告し、指示を仰ぐ。市教育委員会または学校が中心となって、調査を行い、保護者に調査結果を報告する。

### 【重大事態の定義】第28条

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

## VI ネットいじめに対する指導と対応

### 〈基本方針〉

- ・携帯電話やスマートフォン等を児童が使用することで、弊害や危険性が指摘されており、さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、児童がトラブルに巻き込まれないようにするためには、日頃からの未然防止の取り組みが重要と考える。
- ・保護者の責任において、多くの児童が携帯電話やスマートフォン等を所持している現状があり、児童や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあって不可欠であり、喫緊の課題としてとらえる。

(1) ネットいじめとはパソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をインターネット上に掲示板に書き込んだり、メールや画像を送ったり、また、仲間はずれなどの方法によりいじめを行うもの。

- ① メール、オンラインチャットによるいじめ
- ② LINE、X(旧 twitter)、インスタグラム、TicTok 等、SNS上でのいじめ
- ③ 学校裏サイトによるいじめ等

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発

- ① 多くのリスクを考えた場合、スマートフォン、タブレット端末を持たせる必要があるのか、保護者として児童を指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
- ② 児童一人一人のインターネット端末を管理するのは、保護者である。
- ③ 危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で児童一人一人を危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ④ インターネット、SNS へアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬまに利用者の個人情報を流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネット、SNS の特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ① 発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。  
(デジタルタトゥー)
- ② 匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④ 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の心身を傷つけ、追い込むリスクがあること。

(4) タブレット端末の使用上のルール指導の徹底

- ① メディアリテラシーの向上を図り、違法行為やトラブルに繋がる行為の事前指導を行う。
- ② 学習への有効的・効果的な活用の紹介・推進を促す。

<「ネットいじめ」への対応を生徒指導の重点項目として取り組むために>

- (1) 保護者に情報提供する機会を増やし、繰り返し家庭での協力を依頼する。(保護者会等)
- (2) 4年生以上の児童を対象に「情報モラル関連」の授業を実施し、指導の系統性を図る。

※オンデマンド動画、オンライン教材の活用

(外部講師の招聘、人材バンクリストの作成、情報教育部や警察機関との連携)

## VII いじめ防止のための年間指導計画

月	職員会議等	いじめ防止 推進委員会 (生徒指導委員会)	具体的な取組	
			未然防止	早期発見
4	年度当初職員会議 共通理解研修 生徒指導委員会(月例) 学年保護者会	第1回委員会 基本方針の提示	学級開き (人間関係づくりのスキル)	電子カルテ、引継名簿 等、資料引き継ぎ 記録作成(各学年、随時) 個人面談
5	児童理解研修① (年度当初報告)		いじめに関する集中指導 学期長欠調査① 人権部との取組(標語、作文)	
6		第1回アンケート 集計・聞き取り分析	啓発月間(生活委員会)	学校生活アンケート
7	学年保護者会	第2回委員会	情報モラル教室(6年) いじめ防止強化期間 学期長欠調査②	
8	職員研修(事例研究)		ケータイ安全教室(5年)・1学期 SNS いじめに関する 情報提供と協議	
9			非行防止教室(3年)	
10		第2回アンケート 集計・聞き取り分析	学期長欠調査③	学校生活アンケート
11			情報モラル教室(3・4年) 啓発月間(生活委員会)	教育相談面談(希望者)
12	学年保護者会	第3回委員会	いじめ防止強化期間 学期長欠調査④	
1	児童理解研修② (次年度への引継報告)			
2		第3回アンケート 集計・聞き取り分析 第4回委員会	学期長欠調査⑤	学校評価アンケート 次年度引継名簿作成
3	学年保護者会		いじめ防止強化期間 情報モラル教室(1・2年)	